

地震保険基準料率表

平成 16 年 3 月 25 日届出

損害保険料率算出機構

目 次

- 第 1 適用保険契約
- 第 2 適用対象
- 第 3 地震保険契約の基準料率
 - 1 基準料率の表示
 - 2 基準料率の計算方法
 - 3 等区分および建物の構造区分
 - 4 基本料率および割引率
 - 5 長期保険保険料払込特約条項付契約の基準料率

第1 適用保険契約

この基準料率表に定める基準料率ならびにその適用に関する条件および規定は、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）（以下「地震保険法」という。）の規定に基づく地震保険契約のうち損害保険料率算出機構（以下「機構」という。）が作成した標準的な地震保険普通保険約款および特約条項による保険契約（以下「地震保険契約」という。）に対して適用する。

第2 適用対象

地震保険契約の基準料率の適用対象は、地震保険法第2条第2項第1号に定める居住の用に供する建物または生活用動産とする。

第3 地震保険契約の基準料率

1 基準料率の表示

基準料率は、保険金額1,000円に対して保険契約者が負担する1年間の保険料の割合（年率）を示す。ただし、長期保険保険料払込特約条項付契約に対する基準料率は、当該保険期間（2年から5年までの整数年）にかかるものとする。

2 基準料率の計算方法

基準料率は、原則として一つの建物または一つの建物に収容された生活用動産ごとに、その建物の所在地の等区分および構造区分に従い、基本料率に所要の割引率および係数の適用を行って計算する。

3 等区分および建物の構造区分

等区分および建物の構造区分は下記のとおりとする。

(1) 等区分

等区分は、下記のとおり全国を4つの地域に区分する。

等区分	都道府県
1等地	北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
2等地	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
3等地	埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
4等地	東京都、神奈川県、静岡県

(2) 建物の構造区分

建物の構造区分は、下記の基準に従い、機構の定めるところによる。

構造区分	基準
イ構造	耐火構造および準耐火構造の建物
ロ構造	イ構造以外の建物

4 基本料率および割引率

(1) 基本料率

イ 下記ロ以外の地震保険契約

構造区分 等区分	イ 構造	ロ 構造
1 等 地	0.50	1.20
2 等 地	0.70	1.65
3 等 地	1.35	2.35
4 等 地	1.75	3.55

ロ 住宅金融公庫融資住宅等火災保険特約条項、都市基盤整備公団分譲住宅等火災保険特約条項、年金資金運用基金融資物件等火災保険特約条項、勤労者財産形成融資住宅火災保険特約条項または沖縄振興開発金融公庫融資住宅等火災保険特約条項付火災保険契約付帯の地震保険契約

構造区分 等区分	イ 構造	ロ 構造
1 等 地	0.46	1.10
2 等 地	0.64	1.51
3 等 地	1.24	2.16
4 等 地	1.61	3.26

(2) 割引率

イ 建築年割引率

建物が昭和 56 年 6 月 1 日以後に新築されたものである場合^(注)は、その建物またはその収容生活用動産に対して 10%の割引を行う。ただし、下記ロ耐震等級割引率の適用を行う場合を除く。

(注) 建物登記簿等の書類により確認できた場合に限る。

ロ 耐震等級割引率

建物の耐震等級(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)(以下「品確法」という。)に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)またはこれと同等のものをいう。以下同じ。)が下記に該当する場合^(注)は、その建物またはその収容生活用動産に対して下記の割引を行う。

(注) 耐震等級が品確法に規定する住宅性能評価書または耐震性能評価書(品確法に規定する指定住宅性能評価機関または建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に規定する指定確認検査機関が交付する建物の耐震性能評価書をいう。)により確認できた場合に限る。

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

5 長期保険保険料払込特約条項付契約の基準料率

(1) 長期係数

長期保険保険料払込特約条項を付した契約に対する基準料率は、前記4の規定によって算出された料率に下記の長期係数を乗じたものとする。

保険期間	長期係数
2年	1.90
3年	2.75
4年	3.60
5年	4.45

(2) 未経過料率係数

長期保険保険料払込特約条項により保険料を返還または請求する場合は、下記の未経過料率係数表による。

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%
10か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%
11か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%
12か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%

(注1) 上記に掲げる数字は、それぞれ当該長期保険保険料払込特約条項付契約の基準料率に対する割合を示す。

(注2) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算する。